

証券コード 6461  
2021年6月7日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号  
**日本ピストンリング株式会社**  
取締役社長 高橋 輝夫

## 第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号  
N P R 与野ビル（当社本社ビル）2階ホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第125期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件
  2. 第125期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
  - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<インターネット上のウェブサイトでの開示について>

1. 当社は、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」を、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.npr.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していませんが、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類と共に会計監査人及び監査役の監査対象に含まれております。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.npr.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前行使をお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使方法につきましては、招集ご通知の3, 4ページをご参照ください。
- ・本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場において、感染防止のための措置(体温測定、アルコール消毒液の噴霧)を講じる場合があり、発熱等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りする場合がございます。

なお今後の状況等により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.npr.co.jp/>)に掲載いたします。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、Proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年6月23日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- （1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- （2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、議決権行使期間中最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第125期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
なお、この場合の配当総額は159,680,620円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月25日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は従来から、持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりました。

今般当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、経営に関する意思決定の更なる迅速化、取締役会における経営戦略等の議論の充実、監督機能の強化を目的として、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役委任できる「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。これに伴い、取締役及び取締役会に関する規定の変更並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに監査等委員会に関する規定の新設等の、所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、9名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)  第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)  第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)  第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)  第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)  第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役への委任)  第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)  第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)  第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)            第29条 監査役は、株主総会において選任する。            2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(任期)            第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)            第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)            第32条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。            2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(報酬等)            第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約)            第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	(削除)
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)            第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規定</u>)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規定による。</u></p> <p>第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>社外監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条</u> <u>第127回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>たか はし てる お 高橋輝夫 (1959年2月10日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1981年4月 当社入社</p> <p>2005年4月 当社製品技術第二部長</p> <p>2006年6月 当社執行役員開発本部付、開発本部製品技術第二部長</p> <p>2009年4月 当社執行役員製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当</p> <p>2009年6月 当社取締役製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当</p> <p>2014年2月 当社取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・新製品事業推進部担当</p> <p>2015年4月 当社取締役、栃木工場・技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業推進部担当</p> <p>2016年6月 当社常務取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業推進部担当</p> <p>2018年4月 当社常務取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業開発部担当</p> <p>2020年6月 当社代表取締役社長、監査室担当（現任）</p>	8,600株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>高橋輝夫氏は、経営を指揮し、様々な事業展開を通じて当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。</p> <p>引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	さか もと ゆう じ 坂本裕司 (1957年10月22日生) 再任	1977年 7月 当社入社 2001年 4月 当社東京東営業部長 2004年 4月 当社執行役員営業本部東京営業部長 2006年 6月 当社取締役営業本部副本部長、営業本部営業企画部長 2013年 6月 当社常務取締役（現任） 営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部・株式会社日本リングサービス担当 2020年 6月 当社代表取締役（現任） 営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・メタモールド事業推進部・株式会社日本リングサービス担当 2020年10月 当社営業企画部・開発営業第一部・開発営業第二部・国際営業部・生産管理部・グローバル調達部・株式会社日本リングサービス担当 2021年 4月 当社営業企画部・開発営業第一部・開発営業第二部・NRS営業部・国際営業部・生産管理部・グローバル調達部（現任） （重要な兼職の状況） エヌピーアール シンガポール社取締役会長、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事	13,400株
（取締役候補者とした理由） 坂本裕司氏は、営業部門全般に精通しており、グローバルな視点で営業活動を牽引し、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。 引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">ふじ た まさ あき 藤 田 雅 章 (1961年5月30日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2005年4月 当社経営企画部長</p> <p>2006年6月 エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長</p> <p>2012年7月 当社執行役員、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長</p> <p>2013年6月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当</p> <p>2015年4月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・経理部・海外事業部担当</p> <p>2018年4月 当社取締役、経営企画部・経理部・海外事業部担当</p> <p>2021年4月 当社取締役、経営企画部・経理部担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） エヌピーアール オブ アメリカ社取締役</p>	8,684株
<p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>藤田雅章氏は、経営企画部門における高い専門性を有し、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。</p> <p>引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p style="text-align: center;"> <small>よう</small> <small>ちゆう</small> <small>りよう</small>  <b>楊 忠 亮</b>            (1962年7月20日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">再任</div> </p>	<p>1995年4月 当社入社            2007年4月 当社海外事業本部            日環自動車部品製造（儀征）有限公司工場長            2011年5月 日環自動車部品製造（儀征）有限公司董事長            兼総経理            2012年12月 日環粉末冶金製造（儀征）有限公司董事長兼            総経理            2013年7月 当社執行役員            儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事長            兼総経理            2016年6月 当社取締役、品質保証部・生産管理部・栃木            工場・生産技術第一部・生産技術第二部・生            産技術第三部担当            2020年6月 儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事長            兼総経理            2020年10月 当社取締役、栃木工場・生産技術第一部・生            産技術第二部・生産技術第三部（現任）            （重要な兼職の状況）            株式会社日ピス岩手取締役社長、株式会社日ピス福島製造所            社長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司董事、儀征日環            亜新科粉末冶金製造有限公司総経理</p>	4,783株
<p>（取締役候補者とした理由）            楊忠亮氏は、技術・製造部門における高い専門性を有し、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。            引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">な ら のぶ やす 奈良 暢 泰 (1963年9月21日)</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p>	<p>1986年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 2014年4月 株式会社新生銀行執行役員法人営業担当役員 兼大阪支店長 2016年11月 同行執行役員法人審査部長 2019年12月 同行退社 2020年1月 当社入社、顧問 2020年6月 当社取締役（現任） 2020年10月 当社安全衛生推進部・経営管理部・総務部・ 情報システム部担当（現任）</p> <p>（重要な兼職先の状況） 株式会社日ピス岩手取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長</p>	3,000株
<p>（取締役候補者とした理由） 奈良暢泰氏は、経営管理、総務、人事、情報システムなどの広い分野で高い専門性を有し、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>なかざわ 中 沢 ひろみ (1964年9月10日)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外 独立役員</b></p>	<p>1988年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1995年10月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）入所</p> <p>1998年1月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1999年4月 公認会計士登録</p> <p>2012年9月 日本電産株式会社入社</p> <p>2013年6月 株式会社シーボン監査役</p> <p>2015年6月 同社執行役員</p> <p>2017年6月 同社監査役（現任）</p> <p>2020年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社シーボン監査役</p>	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）</p> <p>中沢ひろみ氏は、監査法人をはじめ企業経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有し、客観的な視点から当グループの経営全般に関して積極的に意見するとともに、経営を監督する役割を担ってまいりました。</p> <p>引き続き、独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提言をいただくなど、重要な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 中沢ひろみ氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合には、独立役員の届出を継続いたします。
3. 取締役候補者が現任の社外取締役である場合の就任後の年数について  
中沢ひろみ氏は、現在当社の非常勤の取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について  
中沢ひろみ氏は、現在、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合には、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	越場裕人 (1965年4月4日生)	1988年4月 当社入社 2012年4月 当社経理部長 2016年7月 当社執行役員経理部長 2018年7月 当社執行役員経理部担当役員付 2020年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日ピス岩手監査役	1,382株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>越場裕人氏は、主に経理部門において高い専門性を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。上記の理由により、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督と取締役の職務の執行を十分に監査することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">木村博紀 (1962年1月19日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>社外</b> <b>独立役員</b></p>	<p>1984年4月 朝日生命保険相互会社入社  2012年4月 同社執行役員資産運用統括部門・不動産専管部門長  2013年7月 同社取締役執行役員資産運用統括部長  2014年6月 関東電化工業株式会社社外監査役  2015年4月 同社取締役常務執行役員資産運用企画部証券運用部担当  2016年4月 同社取締役常務執行役員経営企画部主計部担当  2016年6月 当社社外監査役（現任）  2017年4月 朝日生命保険相互会社代表取締役社長（現任）  2019年3月 横浜ゴム株式会社社外監査役（現任）  2020年6月 日本ゼオン株式会社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）  朝日生命保険相互会社代表取締役社長、横浜ゴム株式会社社外監査役、日本ゼオン株式会社社外監査役</p>	0株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）  木村博紀氏は、生命保険業界での経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。上記の理由により、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督と取締役の職務の執行を十分に監査することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">ひのよしのよしの 日野義英 (1962年8月2日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>社外</b> <b>独立役員</b></p>	<p>1990年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 坂野・瀬尾・橋本法律事務所入所</p> <p>2000年4月 東京八丁堀法律事務所パートナー（現任）</p> <p>2013年10月 東京地方裁判所非常勤裁判官（民事調停官）</p> <p>2015年3月 株式会社ルックホールディングス補欠監査役（現任）</p> <p>2016年4月 東京簡易裁判所調停委員（現任）</p> <p>2017年4月 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長</p> <p>2018年4月 日本弁護士連合会 住宅紛争処理機関検討委員会委員（現任）</p> <p>2020年1月 法務省人権擁護委員（現任）</p> <p>2020年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>東京八丁堀法律事務所パートナー</p>	0株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）</p> <p>日野義英氏は、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督と取締役の職務の執行を十分に監査することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 越場裕人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 日野義英氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役社長であります。同社は、当社株式を259千2百株保有しておりますが、木村博紀氏個人と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 木村博紀氏および日野義英氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認可決された場合には、独立役員としての届出を継続いたします。
5. 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について  
木村博紀氏および日野義英氏は、現在、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、本契約を社外取締役として締結する予定しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

## 取締役候補者及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	地位	独立性 (社外)	特に専門性を発揮できる分野						指名・報酬 諮問委員会
			企業経営 経営戦略	財務・会計	製造・技術	営業/マー ケティング	イノベーショ ン/研究開発	法務/コンプ ライアンス	
高橋 輝夫	代表取締役 取締役社長		●	●	●		●		●
坂本 裕司	代表取締役 専務執行役員		●		●	●		●	●
藤田 雅章	取締役 常務執行役員		●	●		●		●	
楊 忠亮	取締役 常務執行役員		●	●	●		●		
奈良 暢泰	取締役 常務執行役員		●	●				●	
中沢ひろみ	取締役	●	●	●				●	●
越場 裕人	取締役 監査等委員		●	●				●	
木村 博紀	取締役 監査等委員	●	●	●				●	●
日野 義英	取締役 監査等委員	●		●				●	●

・当社は、2021年6月24日より委任型執行役員制度を導入いたします。本定時株主総会終了後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は次のとおりであります。

氏名	地位	独立性 (社外)	特に専門性を発揮できる分野						指名・報酬 諮問委員会
			企業経営 経営戦略	財務・会計	製造・技術	営業/マー ケティング	イノベーショ ン/研究開発	法務/コンプ ライアンス	
梶原 誠人	執行役員				●		●	●	
津田 信徳	執行役員		●	●		●			
岸谷 隆雄	執行役員				●	●	●		

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<p>たか い おさむ 高井 治 (1947年11月3日生)</p> <p><b>社外</b></p>	<p>1992年 4月 名古屋大学工学部教授 2012年 4月 同大学名誉教授 (現任) 関東学院大学工学部教授 (現任) 同大学材料・表面工学研究所副所長</p> <p>2013年 6月 株式会社JCU社外監査役 2014年 6月 当社社外監査役 (現任) 2018年 4月 関東学院大学材料・表面工学研究所所長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 名古屋大学名誉教授、関東学院大学材料・表面工学研究所所長</p>	0株
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>高井治氏は、当グループ製品の技術に密接に関わる材料・表面工学の研究に長年携わっており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監督し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。上記の理由により、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督と取締役の職務の執行を十分に監査することが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 高井治氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高井治氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 取締役候補者との責任限定契約について  
高井治氏は、現在、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。高井治氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額については、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において、「年額300百万円以内（役員賞与を含む。）」としてご承認いただいております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額280百万円以内（役員賞与を含む。）」（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、事業報告41～43頁に記載の方針に基づいて、固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであるため、相当であると判断しております。

なお、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で議論し、取締役会においても諮問委員会の答申を踏まえ、十分に検討し、決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与を含まないものといたしたいと存じます。現在の取締役は9名（うち、社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬額については、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において、「年額55百万円以内」としてご承認いただいております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの監査役の報酬額及び昨今の経済情勢等、諸般の事情も考慮して、「年額53百万円以内」とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で議論し、取締役会においても諮問委員会の答申を踏まえ、十分に検討しておりますので、相当であると考えております。

現在の監査役は5名（うち、社外監査役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2020年6月26日開催の第126回定時株主総会において、「取締役の報酬等の額（年額300百万円以内。役員賞与を含む。使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）」（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とは別枠で、年額70百万円以内としてご承認をいただきました。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、これまでの取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬額と同様に、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしております「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額280百万円以内。役員賞与を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）」（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とは別枠で、年額70百万円以内といたしたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、事業報告41～43頁に記載の方針に基づいて、非金銭報酬を支給するものであるため、相当であると判断しております。

なお、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で議論し、取締役会においても諮問委員会の答申を踏まえ、十分に検討し、決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

対象取締役5名に対して割り当てる本譲渡制限付株式の内容は、2020年6月26日開催の第126回定時株主総会において承認された内容と同一であり、その内容は下記のとおりであります。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年25,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日におけ

る東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役5名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 3年間から30年間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役の地位から任期満了その他正当な事由により退任した場合（死亡による場合を含む）には、当該退任した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の対象事業年度に係る職務執行開始日を含む月から当該退任の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の対象事業年度に係る職務執行開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、減速を余儀なくされました。我が国におきましては、昨年4月に発令された緊急事態宣言が解除された後は、段階的な経済活動の再開や各種政策の効果等により、持ち直しの動きが見られたものの、本年にも緊急事態宣言が再発令される等、依然として収束が見通せず、先行き不透明な状況が続きました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、下半期において受注環境の改善が見られたものの、新型コロナウイルス感染症拡大による需要減少に加えて、車載半導体の供給不足による影響等を受け、世界の自動車生産台数は大幅に減少しました。

このような状況の中、当グループは自動車メーカーの各国での操業停止や減産等により、売上高は452億76百万円（前年同期比17.5%減）となりました。

損益面におきましては、原価低減や固定費削減、業務効率化の効果等により下半期は黒字化したものの、上半期の落ち込みを補いきれず、営業損失は1億65百万円（前年同期は営業利益18億29百万円）、経常利益は助成金収入の計上等により3億55百万円（前年同期比80.0%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、一時的な法人税等調整額の増加等により、8億13百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益4億90百万円）となりました。

なお、財政状態におきましては、有利子負債は170億98百万円と前期末に比べ15億95百万円増となりました。また、自己資本は286億90百万円となり、自己資本比率は46.4%となりました。

次に、当連結会計年度の業績をセグメント別にご報告申し上げます。

##### イ. 自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、下半期において、受注環境の改善が見られたものの、新型コロナウイルス感染症拡大による需要減少や車載半導体の供給不足による影響等を受け、売上高は387億73百万円（前年同期比18.1%減）となりました。

(a) ピストンリング

自動車メーカーの各国での操業停止や減産等の影響により、売上高は225億98百万円（前年同期比17.7%減）となりました。

(b) バルブシート

自動車メーカーの各国での操業停止や減産等の影響により、売上高は79億43百万円（前年同期比19.7%減）となりました。

(c) その他自動車関連製品

その他自動車関連製品の売上高は82億32百万円（前年同期比17.6%減）となりました。

□. 船用・その他の製品事業

船用・その他の製品事業の売上高は21億68百万円（前年同期比3.5%減）となりました。

ハ. その他

商品等の販売事業を含むその他の売上高は、43億33百万円（前年同期比18.1%減）となりました。

(注) 「ハ.その他」には「軸受部品」として売上高23億18百万円、「RV関連用品」として売上高11億49百万円が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、25億76百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金59億12百万円を調達し、長期借入金44億12百万円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)	第125期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 ( 百 万 円 )	55,932	57,066	54,881	45,276
経 常 利 益 ( 百 万 円 )	4,189	3,363	1,776	355
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 ( 百 万 円 )	2,286	1,888	490	△813
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)(注)	277.98	229.65	59.96	△102.56
総 資 産 ( 百 万 円 )	66,097	65,793	63,608	61,809
純 資 産 ( 百 万 円 )	32,482	32,495	31,289	30,267

- (注) 1. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第123期の期首から適用しており、第122期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。
2. 第125期(2021年3月期)の1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「E-Ship信託」が所有する当社株式の数を控除しております。

### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (出資額)	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本リングサービス	40百万円	100%	自動車・船舶用部品等販売
株式会社日ピス福島製造所	1,612百万円	100%	自動車用部品等製造
株式会社日ピス岩手	490百万円	100%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ アメリカ社	40US\$	100%	自動車用部品等製造・販売
サイアム エヌピーアール社 (注3)	95,000千BAHT	100%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社 (注4)	2,500千EUR	70%	自動車用部品等販売
エヌティー ピストンリング インドネシア社 (注5)	19,900千US\$	100%	自動車用部品等製造・販売
日環自動車零部件製造 (儀征) 有限公司	140,049千元	100%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアール シンガポール社	118百万円	90%	自動車用部品等の包装・販売
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社 (注6)	13,000千US\$	100%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インドネシア社 (注7)	730百万Rs	100%	自動車用部品等製造・販売
儀征日環亞新科粉末冶金製造有限公司	54,630千元	50%	自動車用部品等製造

- (注) 1. 資本金 (出資額) は2021年3月31日現在の額を表示しております。  
 2. 当社の議決権比率は間接所有も含まれます。  
 3. サイアム エヌピーアール社の資本金 (出資額) の0.0001%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出資しております。  
 4. エヌピーアール オブ ヨーロッパ社の資本金 (出資額) の30%は、大同メタル工業(株)が出資しております。  
 5. エヌティー ピストンリング インドネシア社の資本金 (出資額) の0.005%は、当社の子会社である株式会社日ピス岩手が出資しております。  
 6. エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社の資本金 (出資額) の0.008%は、当社の子会社である株式会社日ピス岩手が出資しております。  
 7. エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インドネシア社の資本金 (出資額) の1%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出資しております。  
 8. 当社は、2021年4月1日に当社の子会社である株式会社日本リングサービス及び株式会社日ピスビジネスサービスを簡易吸収合併いたしました。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
 特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当グループが関連する自動車業界におきましては、世界中の多くの国や地域、企業においてカーボンニュートラルやゼロエミッションを実現するための取り組みが進められており、CASEと呼ばれる新たな領域に向け技術革新を目指す動きが加速しております。

このような100年に1度と言われる大変革期中、当グループと致しましては、既存領域の自動車エンジン分野において、高熱効率化や排出ガスのクリーン化に繋がる製品の開発ならびに固有技術を活用したソリューション提供により、次世代エンジンの進化に貢献してまいります。また、新規領域の非自動車エンジン分野では、将来を見据えた新たな事業の柱を構築すべく、新製品等の開発及び事業化に一層注力してまいります。

「Change as Chance ～変化の中にこそチャンスあり～」を基本方針とした第八次中期経営計画では以下の行動指針・重点施策に取り組むことにより、新型コロナウイルス感染症による影響からの業績回復だけでなく、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

#### ■第八次中期経営計画（2021年度～2023年度）

##### 【方針】

「Change as Chance」 ～変化の中にこそチャンスあり～

##### 【目標値（2023年度）】

(経営目標)

売上高：540億円以上、営業利益率：8%以上、非自動車エンジン売上高比率：15%以上

(環境目標)

CO<sub>2</sub>排出量：△25%（2013年度比）

##### 【行動指針】

新しい5S	変化に対応できる	Speed
	戦略を立案し実行できる	Skill
	データに基づき科学的に判断	Science
	組織を良くしたいという熱意	Spirit
	安心安全な環境と心構え	Safety

##### 【重点施策】

1. 全体最適なモノづくりシステムの構築
2. コア技術・製品によるソリューション提供型開発営業の推進
3. 新製品事業開発・創出の強化
4. 人と組織の構造改革（意識改革）
5. サステナブル企業への躍進

## (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当グループは、当社および子会社14社の計15社で構成され、自動車関連製品（ピストンリング、バルブシート、その他自動車関連製品）と船用・その他の製品の製造、販売およびこれらに附帯する事業を行っております。

区 分		主 な 製 品
自動車関連製品	ピストンリング	自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関用ピストンリング
	バルブシート	自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関用バルブシート
	その他自動車関連製品	組立式焼結カムシャフト、鋳鉄カムシャフト、シリンダライナ
船用・その他の製品		船用関連部品、汎用エンジン用部品、家電用部品
その他		商品

## (6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所および工場

事業所	所在地
本社	埼玉県さいたま市
営業部・営業所	東京（埼玉県さいたま市）、名古屋、大阪、広島、福岡、仙台、札幌
工場	栃木県下都賀郡野木町

### ② 子会社

子会社の名称	所在地
株式会社日本リングサービス	埼玉県さいたま市
株式会社日ピス福島製造所	福島県伊達郡川俣町
株式会社日ピス岩手	岩手県一関市
株式会社日ピスビジネスサービス	埼玉県さいたま市
エヌピーアールオブアメリカ社	アメリカ ケンタッキー州バーズタウン市
サイアムエヌピーアール社	タイ サラブリー県
エヌピーアールオブヨーロッパ社	ドイツ コーンタール=ミュンヒンゲン町
エヌティーピストンリングインドネシア社	インドネシア 西ジャワ州スルヤチプタ市
日環自動車部品製造(儀征)有限公司	中国 江蘇省儀征市
エヌピーアールシンガポール社	シンガポール
エヌピーアールマニュファクチュアリングインドネシア社	インドネシア 東ジャワ州パスルアン市
イーエーアソシエーツ社	マレーシア スランゴール州スバン・ジャヤ市
エヌピーアールオートパーツマニュファクチュアリングインドネシア社	インド カルナタカ州コラール地区
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司	中国 江蘇省儀征市

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,908名	129名減

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
667名	15名減	40.7歳	17.3年

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社新生銀行	3,290
株式会社三菱UFJ銀行	2,060
株式会社三井住友銀行	2,195
株式会社埼玉りそな銀行	2,124
株式会社日本政策投資銀行	1,240

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 19,545,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 8,374,157株  |
| ③ 株主数         | 8,446名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	503	6.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	386	4.84
野村信託銀行株式会社 (日本ピストンリング持株会専用信託口)	313	3.92
東京海上日動火災保険株式会社	267	3.35
朝日生命保険相互会社	259	3.25
日本ピストンリング持株会	232	2.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORT	182	2.28
株式会社新生銀行	165	2.07
日ピス協力企業持株会	155	1.95
三菱UFJ信託銀行株式会社	148	1.86

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (390千株) を控除して計算しております。また、持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。
2. 自己株式390,126株には野村信託銀行株式会社 (日本ピストンリング持株会専用信託口) が所有する当社株式313,300株を含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務の執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	12,700株	6名

⑥ その他株式に関する重要な事項  
〔E-Ship信託〕の導入について

当社は2020年9月24日開催の取締役会において、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入を決議いたしました。

(1) 〔E-Ship信託〕導入の目的

当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じて当社の恒常的な発展を促すことを目的としております。

(2) 〔E-Ship信託〕の概要

E-Shipは、米国で普及している従業員持株制度ESOPを参考に、従業員持株会の仕組みを応用した従業員向けインセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員に対する福利厚生制度の拡充を図る目的を有しております。

本プランでは、当社が信託銀行に日本ピストンリング持株会専用信託（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(3) 信託契約の内容

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託（他益信託）
- ② 委託者 当社
- ③ 受託者 野村信託銀行株式会社
- ④ 受益者 当社持株会会員のうち受益者要件を充足する者
- ⑤ 信託契約日 2020年11月27日
- ⑥ 信託の期間 2020年11月27日～2025年11月27日
- ⑦ 議決権行使 受託者は、当社持株会議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑧ 取得株式の種類 当社普通株式

- ⑨ 取得株式の総額 312百万円
- ⑩ 株式の取得期間 2020年12月2日～2021年1月29日
- ⑪ 株式の取得方法 東京証券取引所における市場買付

#### (4) 会計処理の方法

当社株式の取得・処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し当社と従持信託は一体であるとする会計処理を行っております。

従って、従持信託が所有する当社株式については連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書において自己株式として処理しております。また、従持信託の資産及び負債ならびに費用及び収益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末における自己株式数は、以下のとおりであります。

自己株式数	703,426株
うち当社所有自己株式数	390,126株
うち従持信託所有自己株式数	313,300株

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2021年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	保有人数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり)	権利行使期間
第1回新株予約権 (2008年6月27日)	当社取締役 1名	18個	普通株式 1,800株	1,450円	1円	2008年8月1日～ 2033年7月31日
第2回新株予約権 (2013年6月27日)	当社取締役 3名	38個	普通株式 3,800株	1,460円	1円	2013年8月1日～ 2038年7月31日
第3回新株予約権 (2014年6月27日)	当社取締役 3名	34個	普通株式 3,400株	2,040円	1円	2014年8月1日～ 2039年7月31日
第4回新株予約権 (2015年6月25日)	当社取締役 3名	35個	普通株式 3,500株	1,900円	1円	2015年8月1日～ 2040年7月31日
第5回新株予約権 (2016年6月29日)	当社取締役 4名	80個	普通株式 8,000株	1,203円	1円	2016年7月30日～ 2041年7月29日
第6回新株予約権 (2017年6月29日)	当社取締役 4名	56個	普通株式 5,600株	1,885円	1円	2017年8月1日～ 2042年7月31日
第7回新株予約権 (2018年6月27日)	当社取締役 4名	64個	普通株式 6,400株	1,927円	1円	2018年8月1日～ 2043年7月31日
第8回新株予約権 (2019年6月26日)	当社取締役 4名	112個	普通株式 11,200株	1,175円	1円	2019年8月1日～ 2044年7月31日

(注) 1. 取締役には社外取締役は含まれておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 また は 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長 (代表取締役)	高 橋 輝 夫	監査室
常務取締役 (代表取締役)	坂 本 裕 司	営業企画部・開発営業第一部・開発営業第二部・国際営業部・生産管理部・グローバル調達部・株式会社日本リングサービス担当、エヌピーアール シンガポール社取締役会長、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事
取 締 役	藤 田 雅 章	経営企画部・経理部・海外事業部担当、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役
取 締 役	楊 忠 亮	栃木工場・生産技術第一部・生産技術第二部・生産技術第三部担当、株式会社日ピス岩手取締役社長、株式会社日ピス福島製造所取締役社長、日環汽车零部件製造(儀征)有限公司董事、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事長兼総経理
取 締 役	奈 良 暢 泰	安全衛生推進部・経営管理部・総務部・情報システム部担当、株式会社日ピス岩手取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長
取 締 役	梶 原 誠 人	品質保証部・技術企画部・製品開発第一部・製品開発第二部・新製品事業開発部担当、日ピス福島製造所取締役、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社取締役
取 締 役	南 雲 良 介	
取 締 役	石 井 勲	株式会社西日本新聞社取締役
取 締 役	中 沢 ひろみ	株式会社シーボン監査役
常 勤 監 査 役	平 石 巖	株式会社日ピス福島製造所監査役、株式会社日本リングサービス監査役
常 勤 監 査 役	越 場 裕 人	株式会社日ピス岩手監査役、株式会社日ピスビジネスサービス監査役
監 査 役	高 井 治	名古屋大学名誉教授、関東学院大学材料・表面工学研究所所長
監 査 役	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長、公益財団法人朝日生命成人病研究所評議員、横浜ゴム株式会社社外監査役、日本ゼオン株式会社社外監査役
監 査 役	日 野 義 英	東京八丁堀法律事務所パートナー

(注) 1. 取締役南雲良介氏、取締役石井勲氏および取締役中沢ひろみ氏は、社外取締役であります。また、同3氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。

2. 監査役高井治氏、監査役木村博紀氏および監査役日野義英氏は、社外監査役であります。また、同3氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
3. 監査役の方務および会計に関する知見は、次のとおりであります。  
常勤監査役越場裕人氏は、当グループの経理部門において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役山本彰氏、取締役大石滋氏、常勤監査役佐藤嘉博氏および監査役石橋博氏は2020年6月26日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって、任期満了につき退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違反行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役（社外取締役・社外監査役含む。）、執行役員、重要な使用人（取締役会で選任された管理職等）、退任役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## ④ 取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

### (a) 取締役報酬決定方針の決定の方法

すべての取締役報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

### (b) 取締役報酬決定の基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの

意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容および決定手続の両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとする。

#### (c) 取締役報酬体系

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬および株式報酬からなり、基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の比率目安は、概ね7：2：1としております。

##### i. 基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、報酬委員会の審議・答申を踏まえ、適宜見直しを図るものとします。

##### ii. 業績連動報酬

###### ・業績指標の内容及びその選定の理由

当社は持続的な企業価値の向上を実現するため、成長性や効率性の向上に努めており、取締役（社外取締役を除く。）業績連動報酬においては、当社の事業特性等を踏まえ、経常利益（連結）を指標としています。

###### ・業績連動報酬等の額又は数の算定方法

当社は、取締役（社外取締役を除く。）を対象に業績連動報酬を金銭報酬に導入しています。金銭報酬における業績連動報酬は、中期経営計画で定めた各事業年度の経常利益（連結）の目標値に対する実績レベルに応じて定める金額を支給しております。

当事業年度を含む経常利益（連結）の推移は1.（2）財産および損益の状況に記載のとおりであり、支給月は6月であります。

##### iii. 非金銭報酬

業務執行を担う取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで株主との一層の価値共有を図るとともに中長期業績向上のためのインセンティブを与えることを目的とし、譲渡制限期間を25年とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与します。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定します。

#### (d) 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、委員の過半数を社外取締役で

構成する指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会においても諮問委員会の答申を踏まえ、十分に検討し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 2021年6月24日開催予定の第127回定時株主総会において、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。移行に伴い、本方針の「取締役」を「取締役(監査等委員である取締役を除く。)」に変更する等所要の改訂を決議する予定でございます。なお、本変更は形式面の改訂であり、監査等委員会設置会社移行後も実質的な内容に変更はございません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額300百万円以内(使用人分給与除く。)と決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は11名です。また、2020年6月26日開催の第126回定時株主総会において、別枠で社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬を導入し、その金銭債権の限度額を年間70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において報酬限度額を年額55百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

⑥ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	140 (23)	128 (23)	— (—)	11 (—)	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	49 (16)	49 (16)	— (—)	— (—)	7 (4)
合計	190	178	—	11	18

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 10百万円  
退任社外監査役 1名 5百万円
3. 上記のほか、取締役は前年度業績連動報酬(賞与)を10百万円自主返上しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 先	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役 石 井  歓	株式会社西日本新聞社取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社 外 取 締 役 中 沢  ひろみ	株式会社シーボン監査役	重要な取引その他の関係はありません。
社 外 監 査 役 高 井  治	名古屋大学名誉教授 関東学院大学材料・表面工学研究所所長	重要な取引その他の関係はありません。
社 外 監 査 役 木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長 公益財団法人朝日生命成人病研究所評議員 横浜ゴム株式会社社外監査役 日本ゼオン株式会社社外監査役	朝日生命保険相互会社は当社株式を259千2百株保有しております。 その他のいずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。
社 外 監 査 役 日 野 義 英	東京八丁堀法律事務所パートナー	重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 南雲良介	当期開催の取締役会14回全てに出席いたしました。企業経営経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。また、上記のほか、当社の指名報酬諮問委員会の委員を務め、当期開催の委員会全て（3回）に出席しております。独立した客観的立場から意見を述べること等により、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役 石井  歆	当期開催の取締役会14回全てに出席いたしました。企業経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。上記のほか、当社の指名報酬諮問委員会の委員を務め、当期開催の委員会全て（3回）に出席しております。独立した客観的立場から意見を述べること等により、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役 中沢ひろみ	2020年6月26日に就任後、当期開催の取締役会11回中10回に出席いたしました。会計の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。上記のほか、当社の指名報酬諮問委員会の委員を務め、当期開催の委員会全て（3回）に出席しております。独立した客観的立場から意見を述べること等により、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役 高井  治	当期開催の取締役会14回、監査役会12回全てに出席いたしました。学識経験者としての見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 木村博紀	当期開催の取締役会14回中13回出席、監査役会12回中11回に出席いたしました。企業経営者としての見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 日野義英	2020年6月26日に就任後、当期開催の取締役会11回、監査役会10回全てに出席いたしました。主に法見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査計画と実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠や監査報酬の推移を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づき同意をいたしました。
2. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、支払額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査役会は、会社法第340条第1項各号に定められた監査役会による会計監査人の解任事由または、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、諸般の事情を考慮のうえ、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定し、「会計監査人の解任または会計監査人の不再任を株主総会に付議すること」を取締役に請求し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することと致します。

監査役会が会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

事業報告におけるご報告の数値は、「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過およびその成果」記載の比率および「2. 会社の現況(1)株式の状況 ④大株主(上位10名)」記載の持株比率を除いて、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>26,131</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,254</b>
現金及び預金	4,766	支払手形及び買掛金	2,129
受取手形及び売掛金	10,476	電子記録債務	3,582
商品及び製品	5,297	短期借入金	4,760
仕掛品	2,052	1年内返済予定の長期借入金	4,252
原材料及び貯蔵品	2,104	リース債務	76
その他の貸倒引当金	1,447	未払法人税等	402
	△14	設備関係支払手形	127
<b>固定資産</b>	<b>35,678</b>	営業外電子記録債務	954
<b>有形固定資産</b>	<b>27,852</b>	その他	2,969
建物及び構築物	7,705	<b>固定負債</b>	<b>12,287</b>
機械装置及び運搬具	13,544	長期借入金	7,765
土地	5,132	リース債務	244
建設仮勘定	651	繰延税金負債	1,155
その他	818	退職給付に係る負債	2,958
<b>無形固定資産</b>	<b>873</b>	その他	163
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,952</b>	<b>負債合計</b>	<b>31,541</b>
投資有価証券	5,216	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	1,149	<b>株主資本</b>	<b>28,299</b>
繰延税金資産	229	資本金	9,839
その他の貸倒引当金	362	資本剰余金	6,080
	△4	利益剰余金	13,279
		自己株式	△900
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>391</b>
		その他有価証券評価差額金	2,654
		為替換算調整勘定	△957
		退職給付に係る調整累計額	△1,305
		<b>新株予約権</b>	<b>67</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,509</b>
<b>資産合計</b>	<b>61,809</b>	<b>純資産合計</b>	<b>30,267</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>61,809</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,276
売上原価	37,112
売上総利益	8,163
販売費及び一般管理費	8,328
営業損失(△)	△165
営業外収益	841
受取利息	9
受取配当金	136
為替差益	7
助成金収入	506
スクラップ売却益	68
その他の	114
営業外費用	320
支払利息	157
コミットメントフィー	40
固定資産廃棄損	9
その他の	113
経常利益	355
特別利益	167
投資有価証券売却益	167
特別損失	85
在外子会社における送金詐欺損失	58
地震災害による損失	18
減損損失	9
税金等調整前当期純利益	437
法人税、住民税及び事業税	574
法人税等調整額	534
当期純損失(△)	△671
非支配株主に帰属する当期純利益	142
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△813

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
当期首残高	9,839	6,080	14,554		△524	29,950	
当期変動額							
剰余金の配当			△444			△444	
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△813			△813	
新株予約権の行使		△9			58	49	
自己株式の取得					△468	△468	
自己株式の処分		△7			33	25	
自己株式処分差損の振替		16	△16			—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△1,274		△376	△1,651	
当期末残高	9,839	6,080	13,279		△900	28,299	
	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	1,936	△269	△1,790	△123	116	1,345	31,289
当期変動額							
剰余金の配当							△444
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△813
新株予約権の行使							49
自己株式の取得							△468
自己株式の処分							25
自己株式処分差損の振替							—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	718	△688	484	514	△49	164	629
当期変動額合計	718	△688	484	514	△49	164	△1,021
当期末残高	2,654	△957	△1,305	391	67	1,509	30,267

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>16,983</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,336</b>
現金及び預金	740	支払手形	99
受取手形	1,279	電子記録債権	1,812
売掛金	7,532	買掛金	5,764
商品及び製品	1,067	短期借入金	3,474
仕掛品	1,030	1年内返済予定の長期借入金	4,050
原材料及び貯蔵品	434	リース債権	68
前払費用	117	未払金	131
関係会社短期貸付金	3,384	未払費用	922
未収入金	1,192	前受金	2
その他	202	未払法人税等	82
<b>固定資産</b>	<b>39,154</b>	預り金	305
<b>有形固定資産</b>	<b>14,157</b>	設備関係支払手形	28
建物	3,931	営業外電子記録債権	592
構築物	159	<b>固定負債</b>	<b>8,671</b>
機械及び装置	6,675	長期借入金	7,195
車両運搬具	8	リース債権	231
工具、器具及び備品	273	繰延税金負債	1,155
土地	3,088	その他	89
建設仮勘定	20	<b>負債合計</b>	<b>26,007</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>720</b>	(純資産の部)	
借地権	400	<b>株主資本</b>	<b>27,408</b>
ソフトウェア	314	資本金	9,839
その他	5	資本剰余金	5,810
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,276</b>	資本準備金	5,810
投資有価証券	5,216	利益剰余金	12,659
関係会社株式	15,158	その他利益剰余金	12,659
出資金	1	固定資産圧縮積立金	7
関係会社出資金	2,536	別途積立金	1,600
関係会社長期貸付金	280	繰越利益剰余金	11,051
前払年費用	874	<b>自己株式</b>	<b>△900</b>
その他	207	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,654</b>
		その他有価証券評価差額金	2,654
		<b>新株予約権</b>	<b>67</b>
<b>資産合計</b>	<b>56,137</b>	<b>純資産合計</b>	<b>30,129</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>56,137</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	27,090
売 上 原 価	23,137
売 上 総 利 益	3,952
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,024
営 業 損 失 (△)	△1,071
営 業 外 収 益	1,097
受 取 利 息	49
受 取 配 当 金	595
受 取 地 代 家 賃	50
為 替 差 益	59
助 成 金 収 入	260
そ の 他	82
営 業 外 費 用	439
支 払 利 息	138
固 定 資 産 廃 棄 損	5
関 係 会 社 操 業 補 償 金	160
そ の 他	135
経 常 損 失 (△)	△413
特 別 利 益	167
投 資 有 価 証 券 売 却 益	167
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△245
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	51
法 人 税 等 調 整 額	374
当 期 純 損 失 (△)	△671

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	その他 資本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	9,839	5,810		5,810	8	1,600	12,183	13,792
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1	-
剰 余 金 の 配 当							△444	△444
新株予約権の行使			△9	△9				-
当 期 純 損 失 (△)							△671	△671
自己株式の取得								-
自己株式の処分			△7	△7				-
自己株式処分差損の振替			16	16			△16	△16
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△1	-	△1,132	△1,133
当 期 末 残 高	9,839	5,810	-	5,810	7	1,600	11,051	12,659

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△524	28,917	1,936	1,936	116	30,970
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩						-
剰 余 金 の 配 当		△444				△444
新株予約権の行使	58	49				49
当 期 純 損 失 (△)	-	△671				△671
自己株式の取得	△468	△468				△468
自己株式の処分	33	25				25
自己株式処分差損の振替						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	718	718	△49	669
当 期 変 動 額 合 計	△376	△1,509	718	718	△49	△840
当 期 末 残 高	△900	27,408	2,654	2,654	67	30,129

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

日本ピストンリング株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾浩明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

日本ピストンリング株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾浩明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社に赴き調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

日本ピストンリング株式会社 監査役会

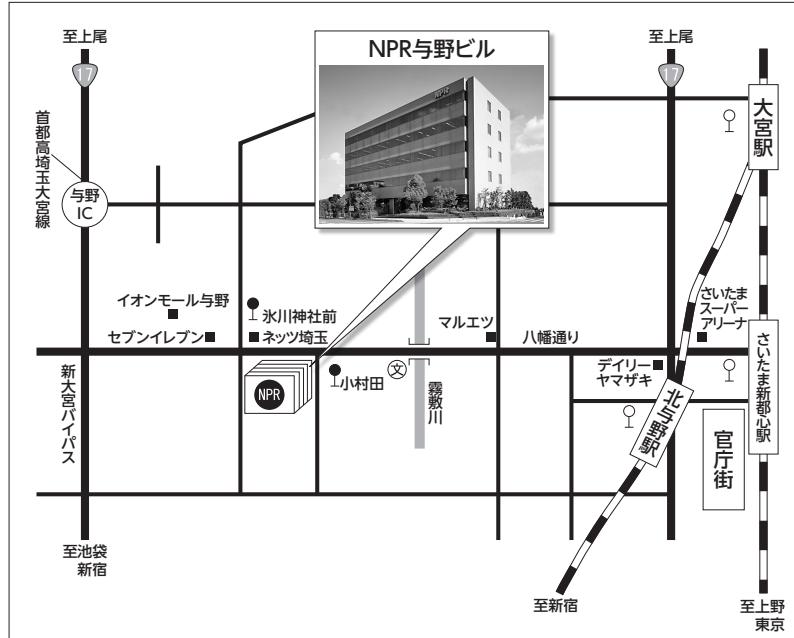
常勤監査役	平石 巖	Ⓢ
常勤監査役	越場 裕人	Ⓢ
社外監査役	高井 治	Ⓢ
社外監査役	木村 博紀	Ⓢ
社外監査役	日野 義英	Ⓢ

以上



# 株主総会会場ご案内図

**会場** 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号  
NPR与野ビル（当社本社ビル）2階ホール  
TEL：048-856-5011（代表）



## 交通

- ・ JR北与野駅  
徒歩 約12分  
バス（バス乗り場） 約3分  
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き  
「小村田」下車
- ・ JRさいたま新都心駅（西口）  
徒歩 約20分  
バス（西口バス乗り場） 約6分  
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き  
「小村田」下車
- ・ JR大宮駅（西口）  
バス（午前8:59まで9番乗り場 午前9:00以降3番乗り場） 約6分  
西武バス（大39）「加茂川団地（円阿弥経由）」、  
（大39-1）「さいたま市民医療センター」、（大40）「大宮南高校」行き  
「氷川神社前」下車